

# 東京家裁（本庁・立川支部）では10月1日から 新しい申立書等の試行を始めます

## 1 試行の概要

東京家裁本庁及び立川支部では、家事事件手続法（以下「新法」といいます。）が、平成25年1月1日に施行されることに伴い、平成24年10月1日から、下記2の調停・審判事件について、新法施行後に用いる書式を使用し、これらの書式の趣旨に沿った手続等の運用を開始します。申立人には、新たな書式を用いて申立書、事情説明書等を書いてもらいます。相手方には、申立書の写しを送付し、期日前に答弁書等を提出するよう依頼します。併せて、調停手続の概要や書面の提出方法等を記載した手続説明書面を申立人及び相手方（以下「当事者」といいます。）に交付します。これらは、当事者が手続の進め方や他方当事者の主張等を理解して、調停を進めるための取り組みです。また、本庁においては同年9月3日から試行を始めた「連絡先等の届出書」及び「非開示の希望に関する申出書」についても継続して（立川支部においては同年10月1日から開始します。）使用して、当事者から提出された資料を適切に管理し、閲覧・謄写の手続を適切、円滑に行っていきます。

以上の試行のため、新書式の利用その他についてご協力のほどをお願い申し上げます。

## 2 試行対象事件

平成24年10月1日から同年12月31日までに申し立てられた一般・乙類調停、乙類審判事件（ただし、乙類調停・審判のうち新法施行後に、別表第一事件となるものを除く。）

## 3 試行対象事件について利用する書式（以下「新書式」といいます。）及び使用方法

### (1) 申立書、事情説明書

#### ア 申立書（調停・審判共通）

夫婦関係調整（内縁関係調整）、婚姻費用、養育費、面会交流、親権者変更、財産分与、年金分割、遺産分割、親子関係不存在、嫡出否認、寄与分の調停・審判を申し立てる方は、それぞれ個別の申立書書式を利用してください。

その他の試行対象事件を申し立てる方は、共通の申立書書式を利用してください。

いずれも記載例を併せて掲載していますので、参考にしてください。

#### イ 事情説明書（調停のみ）

申立書の内容に関連する事情を記載する書面です。

夫婦関係調整、内縁関係調整、婚姻費用、養育費、面会交流、親権者変更、財産分与、遺産分割の調停を申し立てる方は、申立書の他に、事情説明書に必要事項を記載して提出してください。

夫婦関係調整、内縁関係調整を申し立てる方について、夫婦間に未成年の子どもがいる場合には「子に関する事情説明書」も併せて提出してください。

#### ウ 相手方への送付及び申立書の写しの提出

新書式による調停申立ての場合には、原則として、申立ての内容を知らせるため、申立書の写しを相手方に送付します。裁判所用の他、相手方の人数分の申立書の写しを併せて提出してください。事情説明書、子に関する事情説明書は相手方に送付しません。

従前の東京家裁作成の書式を使用した調停申立ての場合は、夫婦関係調整、婚姻費用、養育費、面接交流について、平成23年6月以降の取扱いのとおり、申立書の2枚目の写しを相手方に送付します。

上記以外の場合には、一律に申立書の写し等を送付することは予定しておりません。調停期日で充実した話し合いを行うため、新書式の利用、申立書の写し（相手方人数分）の提出にご協力をお願い申し上げます。

試行対象事件の審判申立てについては、新書式を利用しているか否かを問わず、原則として、申立ての内容を知らせるため申立書の写しを相手方に送付します。裁判所用の他、相手方の人数分の申立書の写しを併せて提出してください。

(2) 答弁書（調停のみ）

ア 書式

申立書に対する相手方の意見を記載する書面です。

夫婦関係調整（内縁関係調整）、婚姻費用、養育費、面会交流、親権者変更、財産分与、遺産分割、親子関係不存在、嫡出否認の調停については、個別の答弁書書式を利用します。

その他の調停については、共通の答弁書書式を利用します。

イ 申立書の写し又は申立書の2枚目の写しを相手方に送付した事件については、申立書に対応する答弁書の書式等を送付し、期日の1週間前までに返送を依頼します。それ以外の事件については、一律に答弁書の提出を依頼することは予定していません。

(3) 進行に関する照会回答書（調停のみ）

調停の進行に関する事情を記載する書面です。

試行対象事件に共通の書式（申立人用、相手方用）と遺産分割調停に利用する書式（申立人用、相手方用）があります。

申立書又は答弁書と同時に提出することになりますが、原則として、他方当事者に開示することとはしない取扱いになっています。

(4) 手続説明書面（調停のみ）

主要な調停事件についての調停手続の概要、進め方、書面の提出方法等を記載した書面（申立人用、相手方用）です。

調停が行われる日の前に当事者に交付又は送付します。調停手続に関する重要な事項が記載されていますので、事前に目を通して、大切に保管してください。この説明書に沿って後記6の手続の説明を行うことを予定しておりますので、調停が行われる日には必ず持参してください。

(5) 連絡先等の届出書、非開示の希望に関する申出書（調停・審判共通）

ア 試行対象事件に共通の書式です。作成方法の詳細については、各書式をご覧ください。本庁においては平成24年9月3日以降の試行を継続して、立川支部においては同年10月1日から新たに実施します。

イ 連絡先等の届出書

裁判所が書類を送付したり、連絡をする際の「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を記載する書面です。申立書又は答弁書とともに必ず提出してください。連絡先等を他方当事者に知られたくない場合には、下記ウの「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、連絡先等の届出書の上に非開示の希望に関する届出書をステープラーで留めて一体として提出する必要があります。「非開示の希望に関する申出書」が添付されている場合、この届出書は、原則として、

他方当事者に開示することはしない取扱いになっています。

#### ウ 非開示の希望に関する申出書

裁判所に提出する資料等の中に秘匿を希望する事項があり、マスキング処理では対応できない場合には、非開示の希望に関する申出書に必要事項を記載し、同申出書の下に当該書面をステープラーなどで付けて一体として提出してください。上記イも含めて、ファクシミリによる非開示の希望に関する申出書の提出は、対象書面との一体性が確保できないため認められませんので、ご留意願います。

#### (6) その他（代理人等目録の利用）

新書式（相手方交付用の書式を除く。）は、ワード又はエクセルの形式で、10月1日ころ、東京家庭裁判所のホームページに掲載されます。

申立書に添付するための代理人等目録の書式も掲載いたしますので、申立書書式等と併せてご利用ください。

### 4 試行対象事件における準備書面その他の資料の提出方法について

#### (1) 調停事件

いわゆる経済事件（婚姻費用、養育費、財産分与、年金分割、遺産分割、扶養）及び23条審判事件については、提出された書面の写しを他方当事者に交付します。裁判所用の写しとともに、他方当事者人数分の写しを提出してください（裁判所の指示に基づいて直送していただくこともあります。）その他の事件についても、他方当事者への書面の写しの交付を希望される場合には、同様に、他方当事者人数分の写しを提出してください。詳しくは、事件類型ごとの手続説明書面をご覧ください。

#### (2) 審判事件

全事件について、提出された書面は、原則として他方当事者に交付します。裁判所用の写しとともに他方当事者人数分の写しを提出してください（裁判所の指示に基づいて直送していただくこともあります。）。

### 5 試行対象事件における閲覧・謄写許可申請の取扱い（調停・審判共通）

書面提出時に「非開示の希望に関する申出書」が提出されていない場合には、非開示の希望はない、つまり閲覧・謄写許可申請が認められても異議がないものとして扱います。そのため、閲覧・謄写許可申請がされた場合、他方当事者（書面提出者）に対する意向聴取を行わずに許可することになります。

### 6 双方当事人本人立会いによる手続説明等の実施（調停のみ）

調停を行う日の始めと終わりに、双方当事人本人が調停室に立会った上で、裁判所から、書面の提出方法等を含む手続の説明、進行予定や次回までの課題の確認等を、また、成立・不成立等により事件が終了する際の意思確認を行いたいと考えております。これは、新法制定の趣旨の一つとされている、調停手続を分かりやすく、利用しやすいものとし、また、手続の進行等について、両当事者と裁判所が共通の認識を持つことができるようにするための取り組みです。立ち会うことができない具体的な支障がある場合には、進行照会回答書にその旨を記載してください。代理人弁護士が選任されている場合でも、出頭した本人に手続等の内容を理解して頂くために、代理人のみではなく、双方当事人本人も立会いの下で確認、説明を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

以上